

令和7年度補正予算
埼玉県民間事業者
CO₂排出削減設備導入補助金
【CO₂排出削減設備導入事業】
(緊急対策枠)
〈令和8年4月募集開始分〉

[募集要領]

令和8年4月
埼玉県環境部温暖化対策課

補助金を交付申請・受給される皆様へ

この補助事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

令和7年度補正予算埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）（以下、「本補助金」といいます。）は、埼玉県（以下、「県」といいます。）の公的資金を財源としていることから、県として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

したがって、本補助金の交付申請をされる方、交付決定により本補助金を受給される方は以下の点を十分認識された上で本補助金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。
- 4 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手（発注等を含む）した場合は補助金の交付対象とはなりません。
- 5 本補助金で取得、又は効用の増加した財産等を当該財産等の財産処分制限期間（法定耐用年数等）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。なお、県は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合等には、本補助金の受給者及び関係者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該関係者の名称を公表するとともに、本補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金額のうち取り消し対象となった額に10.95%の加算金を加えた額を返還していただきます。

《変更履歴》

--	--	--

<目次>

1. 事業の概要	
（1）目的	1
（2）補助対象者	1
（3）補助対象事業所	2
（4）補助対象事業	2
（5）補助対象事業における留意点	3
（6）補助対象経費	4
（7）補助率及び補助上限額	6
（8）補助の条件	6
（9）補助事業の申請・実施にあたっての遵守事項	7
（10）申請者及び交付先	7
（11）事業スケジュール	8
2. 申請	
（1）申請期間	9
（2）申請方法	9
（3）申請の代行	9
（4）申請にあたっての留意事項	9
（5）申請必要書類	10
（6）審査・選定	11
（7）交付決定	11
3. 補助対象事業の実施	
（1）事業の開始	12
（2）事業内容等に係る変更	12
（3）補助対象事業の状況報告等	12
（4）補助対象事業の廃止	13
（5）実績報告	13
4. 実績報告以後	
（1）補助金額の確定、補助金の交付	14
（2）交付決定の取り消し	14
（3）証拠書類の保存	14
（4）補助事業により取得した財産の管理	14
（5）効果検証について	14

1. 事業の概要

(1) 目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進し、同時にエネルギー価格の変動に対応し、持続可能な成長が続けられるよう脱炭素社会に向けた省エネ、再エネ設備投資を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。なお、本補助事業は、「令和7年度補正予算埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき実施する事業です。

(2) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象者」といいます。）は、次の①または②のいずれかに該当し、③の要件を満たすことを要します。なお、補助対象者に該当する場合であっても事業活動内容等から県が不相当と認める者は対象外とします。

①民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの）に限る。）で次の要件に該当する者。

- ア 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること
- イ 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）を滞納していないこと
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと

<中小企業者>

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（(2)～(4)を除く）	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業	5千万円以下	100人以下
(4) 小売業	5千万円以下	50人以下

- ②契約により、①と共同して本事業を実施するリース事業者で、次の要件に該当する者。
- ア 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約が締結されていること
 - イ 上記アの契約におけるリース料について、補助金額に相当する金額が減額されていること（当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直しをすること）
 - ウ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと
- ③要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者等に該当しないこと。

（3）補助対象事業所

補助対象者が所有又は使用する事業所であって、申請時点で稼働期間が1年以上（再生可能エネルギー利用設備を設置する場合は、1か月以上*）の県内に所在する事業所とします。ただし、官公庁及び県が不相当と認める事業所は対象外とします。

なお、補助対象者が賃借等で使用している等、所有していない事業所については、所有者の承諾を要します。この場合の承諾は、賃貸不動産等において設備導入等の補助事業を行うことに対しての承諾を得てください。

*既存の事業所を移転する場合には対象となる場合もありますので、御相談ください。

※県内の複数の事業所で補助事業を行う場合には、事業所単位で申請が必要です。

（4）補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は、補助対象事業所に設置する、現在のCO₂排出量を削減するために必要な設備整備事業のうち、（6）に示す補助対象経費の額が60万円以上の事業を対象とします。

なお、以下の事業は対象外とします。

【対象外事業】

- ・補助金の交付決定前に着手（発注、契約等を含む）された事業
- ・照明設備を更新する事業
- ・全量充電する再生可能エネルギー利用設備の導入事業
- ・蓄電池を伴わない太陽光発電設備の導入事業

<補助対象事業の例>

・高効率省エネルギー設備への更新

高効率空調設備、ボイラー本体設備、コンプレッサー設備、変圧器、冷凍冷蔵庫設備等の高効率化 など

※既存設備は、15年以上使用していると認められる必要があります

15年以上使用していると認められる設備とは、製造から15年以上経過している設備（2011年12月以前に製造された設備）とします

※更新設備は、次ページに示した高効率設備であることが条件です

※照明設備は対象外です

・再生可能エネルギーの利用設備

太陽光発電設備、バイオマス発電設備、小水力発電設備等の再エネ設備、再エネ設備と組み合わせた蓄電池設置 など

※太陽光発電は蓄電池を設置することが必須です

※既存の太陽光発電設備に蓄電池のみ新規に増設することは可能です

※年間想定発電量のうち65%程度を目安に当該事業所で自ら消費することが必須です

・CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等

重油焚ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換・ヒートポンプ化、コジェネレーション設備、インバータ制御等の導入 など
(燃料転換は、バーナー交換も対象となります)


※更新設備は、次ページに示した高効率設備であることが条件です

(5) 補助対象事業における留意点

- ・導入する設備は財産処分制限期間中管理し、使用し続けることを要します。これらの財産処分制限期間満了前に設備を廃棄、除却、処分等した場合は本補助金の返還対象となります。
- ・財産処分制限期間は法定耐用年数に相当する期間とします。
- ・省エネ(省CO₂)に資するものでないと県が判断した場合、補助対象とはなりません。
- ・補助申請に当たり補助対象経費が同様の設備の導入事例と比較して著しく高額と県が判断した場合は、補助対象者に事情を確認の上、申請書の補正又は再提出を指示する場合があります。

・設備更新の場合、更新設備が高効率設備であることが条件です。高効率設備は以下のいずれかに該当するものをいいます。

<高効率設備>

① 省エネ法のトップランナー基準を達成している設備	
<p>(対象設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ・ガス温水機器・石油温水機器 ・ヒートポンプ給湯器 ・変圧器・交流電動機（モーター） 	<p>(確認方法)</p> <p>省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）に基づいて定められた基準達成率100%以上の設備であることを、カタログ等で確認してください</p> <p>(表示例)</p> <p>家庭用の場合：以下のマークが表示</p>  <p>※業務用の場合は統一の表示はありませんが、「省エネ基準値クリア」等の表示があります。</p>
② 経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業 『(Ⅲ) 設備単位型』 の補助対象設備」	
<p>※一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称：SII）で実施 https://sii.or.jp/</p>	
<p>(対象設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・産業ヒートポンプ・給湯器 ・変圧器・冷凍冷蔵庫・産業用モータ ・ボイラ・コージェネレーション ・コンプレッサー ・工作機械・プラスチック加工機械 ・プレス機械・ダイカストマシン ・印刷機械 等 	<p>(確認方法)</p> <p>上記補助金ホームページで、設備の型番が登録・公表されていることを確認してください。 （参考：令和8年3月30日時点の情報） 【令和7年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（設備単位型）】 https://sii.or.jp/setsubi07r/search/ 【令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（設備単位型）】 https://sii.or.jp/setsubi06r/search/</p>
③ その他の設備	
<p>(対象設備)</p> <p>①、②以外の設備（設備の種類として登録されていないもの） ※③の対象となる設備は、①、②で対象となっていない種類の「設備」です。設備の「型式」ではありません。 例えば、空調、ボイラーで①、②で該当がない「型式」の場合、③で対象とすることはできません。</p>	<p>(確認方法)</p> <p>一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が確認できることを、任意様式で証明してください。</p>

※CO₂削減量算定シートに、上記のいずれの設備に該当するかを選択する欄がありますので、必ず選択してください。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施にあたり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとしします。なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象としします。

なお、補助対象経費の額が60万円以上の事業が対象となります。

【対象経費】

項目	補助対象経費
設備費	設備費、必要不可欠な付属設備
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 現場管理費 など

※「出精値引き」「端数値引き」など、内訳が明確でない値引きについては、すべて対象経費から差し引いてください。

【対象外経費】

補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は補助対象外です。

補助対象外経費	
・ 撤去費、移設費、処分費、共通仮設費	
・ 既存設備等の劣化などに伴う現状復帰費、修繕費、補修費	
・ <u>諸経費等（内訳が不明瞭な経費）</u>	
・ 工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費 等）	
・ 消費税及び地方消費税相当額	
<p>・ <u>設備の能力が既存設備の能力と比べて過剰とみなされるもの</u>、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの ※汎用性のあるものには、移動可能な設備（移動式のエアコン、移動式の太陽光発電システム、テレビ、OA機器 等）が該当します。 ※更新前の設備よりも仕様上能力の高い設備に強化する、更新前よりも台数を増やすなど、更新前の能力及び台数等を超えて更新するものは原則、過剰と判断されます。ただし、小型分散化による台数増加や、大型集約化による能力強化については、更新前の設備能力の範囲内で認められます。同等能力の判断はCO2削減量算定シートでの比較で判断します。</p>	
・ 本事業以外においても使用することを目的としたもの	
・ 中古の設備の導入	・ 車両の購入
<p>・ <u>居住用途に係る設備の導入</u> ※住居兼事業所において次のようなケースは対象外となります ・ 再生可能エネルギーの利用設備の設置について、エネルギー使用量が、事業所部分と居住部分とで明確に分けて確認できない場合（例：メーター等が1つのみで事業所用と居住用とで分かれていない 等） ・ 事業所部分と居住部分が混在している場合 （例：同フロアに混在しているなど、事業所部分と居住部分の両方で使用できる 等）</p>	
<p>・ 土地の取得及び貸借に要する経費 （一時的であって、補助対象工事の請負業者が施工上直接必要な貸借は除く。）</p>	
<p>・ 補助対象事業所以外の事業所からの自己託送等による設備整備 ・ 補助対象事業所内の建物等への屋根置きとならない、いわゆる野立てによる太陽光発電設備整備等</p>	
<p>・ 省エネ（省CO₂）に資するものでない設備 ※CO₂削減効果が不明なもの（専門性が高く省エネ効果が確認できない生産設備 等） CO₂削減効果が見込めないもの</p>	

<見積書について>

※補助対象経費の算出（見積り）に当たっては、原則2者以上から見積りを徴取し、見積額が低い方を採用してください。

※申請の際には、2者からの見積書の添付が必要です。見積書には、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるよう記載してください。（見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載する等）

（7）補助率及び補助上限額

補助率及び上限額は次のとおりとし、補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります（1万円未満切り捨て）。

補助率	補助上限額
補助対象経費の2分の1	500万円

- 補助対象経費の額が60万円以上の事業を対象とします。
- 1者が複数の事業所において補助事業を実施し、補助を申請する場合は、事業所ごとの申請となり、補助上限額は1事業所あたり500万円までとなります。

（8）補助の条件

補助対象者は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①令和8年度予算による埼玉県民間事業者スマートCO₂排出削減設備導入補助金を受給した者又は受給予定の者でないこと。
- ②補助対象事業で更新又は導入する同一の設備で、国や他自治体等の補助金を受給しないこと。
- ③実績報告書の提出までに、埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度の取組宣言書を提出すること。（詳細は、以下のホームページをご覧ください）
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html>
- ④当該補助金において、再生可能エネルギー利用設備を導入する補助事業者は、補助事業により取得した設備の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供をすることを了承すること。また、災害時等に、自治体等から設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供しよう要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
- ⑤補助事業者は、補助事業に関する効果測定等について、県が必要と認める範囲内において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。

(9) 補助事業の申請・実施にあたっての遵守事項

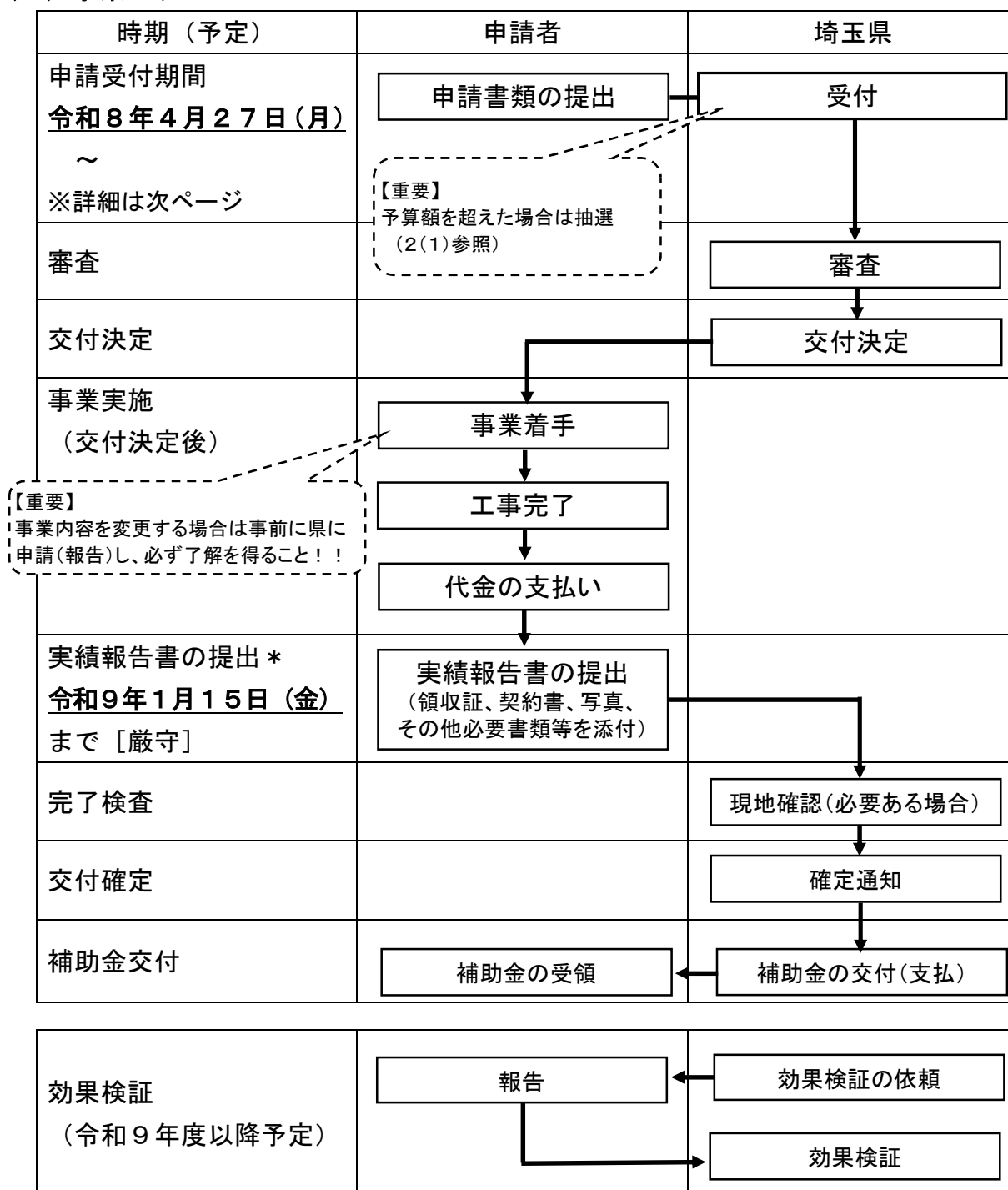
- ①補助事業が太陽光発電設備導入に係る事業である場合、本補助事業に申請する前に県又は関係市町村等の関係行政機関に相談又は協議を行い、必要な手続きを把握しておくこと。
- ②補助事業が業務用冷凍空調機器（例、空調設備、冷凍冷蔵設備）を更新する事業である場合、廃棄する設備からフロンを適切に回収し、法律の定めに従って処分すること。
（フロン排出抑制法違反で罰せられるのは、管理者（オーナー・ユーザー）です。詳細は、「フロン排出抑制法ポータルサイト」(<https://www.env.go.jp/earth/furon/>)を確認願います。）
- ③補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注、契約等を含む）していないこと。
- ④補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合には、要綱第13条に基づき変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出すること。
- ⑤施工業者に事業費を支払う方法は原則として金融機関による振込（口座振込、現金振込）とし、これ以外の方法による場合は事前に県の承諾を得てから支払うこと。
- ⑥補助事業により整備した設備は、原則として財産処分制限期間（法定耐用年数に相当する期間）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ⑦補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(10) 申請者及び交付先

本補助金の交付先は、申請書の区分により、次のとおりとなります。

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
①	民間事業者が補助対象設備等を自ら調達する場合	民間事業者	民間事業者
②	補助対象設備等をリース会社が調達する場合	民間事業者及びリース事業者の連名	リース事業者

(11) 事業スケジュール



* 実績報告書の提出最終期限は**令和9年1月15日（金）**となっていますので、事業スケジュール作成の際にはご注意ください。

2. 申請

(1) 申請期間

令和8年4月27日(月)～予算額に達するまで(受付時間9時～17時)

- ・ 予算の範囲内で原則として先着順で受け付けます。
- ・ 予算額を超えた日に受け付けた申請については、抽選により補助金交付申請書を受理する者及び補助金の交付の辞退等があった場合に繰り上げて補助金交付申請書を受理する者(以下「補欠者」という。)を決定します。
- ・ 土日、祝日は除きます。
- ・ 一定数の補欠者が確保できない場合は、補欠者を補充するための受付を行う場合があります

※補欠者補充の申請期間の期日等については、決定次第、ホームページでお知らせします。

(2) 申請方法

電子申請による申請とします。以下の方法で申請を行ってください。

※郵送、電子メール、FAX、持参は不可です。

○ 電子申請による申請方法

以下のURL先の入力フォームに必要事項を入力いただくとともに、申請に必要な書類を添付してください。電子申請での入力方法については、「交付申請 申請者マニュアル(準備中)」をご覧ください。

(URL) 決まり次第お知らせします。

※システムの稼働時間は、各営業日9時から17時までです。

上記の時間以外は申請できませんのでご注意ください。

- 提出後の申請内容の修正、資料の差し替えは電子申請システムではできません。修正の必要がある場合は、以下のメールアドレス宛に資料を送付してください。

(電子メール送信先)

決まり次第お知らせします。

※メールの件名は「(内容) R7年度補正予算・緊急対策枠(令和8年4月募集開始分)(申請者名)」としてください。

(3) 申請の代行

本補助金の申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者(設備業者等)による代理申請はできません。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・ 県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかにご対応ください。ご対応なき場合、申請を受理できない場合があります。そのため、

- 申請書の「連絡先」欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。
- ・申請書類等は、本件審査以外には使用しません。また、交付、不交付にかかわらず、ご返却できません。

(5) 申請必要書類

【申請書類】

書類	説明
交付申請書（様式第1号）	PDF化せず提出してください
（別紙）CO2削減量算定シート	
※上記の書類は埼玉県ホームページからダウンロードしてください （URL https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo-kinkyutaisaku.html ）	

【その他添付書類】

- ・資料が紙の場合は、スキャンしたデータで構いません。

書類	説明
① 見積書の写し（原則、2者以上）	発行後3ヶ月以内かつ有効期間内であるもの
② 施工予定設備のカタログやシミュレーション	エネルギー使用量（CO ₂ 排出量）の数値が確認できる資料
③ 導入前後の全体配置図	図面に導入前後の設備の位置等を申請書の写真と照合して確認できるように記載すること
④ （法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （個人）市町村が発行する営業届出済証明書等	発行後3か月以内かつ最新の情報であるもの
⑤ 県内にある県税事務所 ^{※1} が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書 （法人）法人県民税・法人事業税 （個人）個人事業税・個人県民税 ^{※2} ※1 納税証明書の交付については、原則、住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください。 ※2 個人県民税は市区町村での発行になります。お問合せは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取扱いがない場合は「県民税の納税証明書」を取得してください。	本店所在地が県外であっても、埼玉県内にある県税事務所発行のもの （リース事業者は本店所在地の都道府県税事務所発行のもの） 発行後3か月以内、かつ最新の情報であるもの
⑥ 直近の決算書の写し	貸借対照表、損益計算書 青色申告書等（直近1年分）
※ ④から⑥は民間事業者、リース事業者それぞれ必要です	
⑦ -1 賃貸借契約書の写し -2 所有者からの承諾書 ¹ （賃借の場合、様式任意）	補助対象事業所の所有者以外が申請する場合
⑧ リース契約書（案）、料金計算書（案）	リースによる場合
⑨ （設備更新の場合）既存の設備が15年以上経過していることが分かる資料	カタログ、仕様書など （添付した写真で分かる場合は不要です）

¹ ⑦-2は賃貸借契約書に所有者の許可なく工事できる旨の記載がない場合以外は必須

書類		説明
⑩	(設備更新の場合) 高効率設備であることがわかる資料	<p>(1) トップランナー基準を達成している設備の場合は、達成率が確認できるカタログ等の写し</p> <p>(2) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の該当設備の場合は、登録されている型番を、CO₂削減量算定シート(様式第1号別紙)に正確に記入してください。(添付資料は不要)</p> <p>(3) その他の設備は、任意様式にて、一般的な設備と比べてエネルギーの使用効率が10%以上向上している(エネルギー使用量が10%以上少ない)ことが確認できる資料を提出してください。</p>

※必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

(6) 審査・選定

申請書類について書面審査を行います。書面審査を行った後、予算の範囲内で交付の可否を決定します。

なお、審査の経過や結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予めご承知おきください。

※審査は、申請に必要な書類が全て整った段階で、順次開始します。

(7) 交付決定²³⁴

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で補助事業者に、交付決定通知書を送付します。不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

² 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

³ 補助金の交付(支払)は、工事が完了し県の完了検査承認の後となります。

⁴ 交付決定後でも申請金額を減額する場合があります。

3. 補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、**契約を締結**、又は**発注**することをいいます（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

※部材不足等で納期が遅れる可能性が報告されています。交付決定後は早期の発注により期限内の補助事業完了となるよう心がけてください。

(2) 事業内容等に係る変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費⁵、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、**独自に判断せず直ちに県に報告の上、県の指示⁶に従ってください**。また、県から書類の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分にかかる事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により要綱・要領の規定要件を満たさなくなった場合も補助対象外です。

<県への提出物>

- ・変更（廃止）承認申請書（様式第4号）※承認が必要な場合
- ・事業変更届（様式第5号）※軽微変更など報告のみ必要な場合
- ・その他、知事が必要と認める書類

(3) 補助対象事業の状況報告等

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書（様式第7号）」及び「実施状況報告書（様式第8号）」を提出していただきます。

また、下記（5）の実績報告提出期限までに事業を完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延報告書（様式第9号）を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、提出期限の延長はありませんのでご注意ください。

<県への提出物>

- ・補助事業遂行状況報告書（様式第7号）
- ・実施状況報告書（様式第8号）
- ・遅延報告書（様式第9号）

⁵ 変更後の補助対象経費が60万円未満となる場合は補助金は交付できません。

⁶ 補助事業の変更を承認するにあたり、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

(4) 補助対象事業の廃止

交付決定者は、次の場合には、以下の書類を提出し、承認を得てください。

- ・ 事情により補助対象事業の廃止をしようとする場合
- ・ 要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定した場合
(受給決定から14日以内に提出してください)

< 県への提出物 >

- ・ 変更（廃止）承認申請書（様式第4号）

(5) 実績報告

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

なお、実績報告用の申請フォームは後日公開します。

【提出時期】 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出すること

【最終提出期限】 令和9年1月15日（金） [厳守]

< 県への提出物 >

- ・ 実績報告書（様式第10号）

※以下の書類を添付してください。

- ① 決済証拠書類⁷（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書又は請求書の写し
- ② 工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ③ 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの⁸）
※施工後の写真は、補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別（銘板を含む）、近景、遠景で写すなど工夫してください。
- ④ 埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度の取組宣言書の写し
- ⑤ リース契約書及び料金計算書（リースの場合）

⁷ 決済証拠書類とは、領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類をいいます。なお、手形や小切手による支払いの場合は、事前に県へ報告してください。この場合、振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となります。また、ネットバンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料（当該画面の印刷など）では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料をご提出ください。

（例：振込指定日 1/15、手続日 1/10 の場合、1/10 に作成された書類では不可です。振込指定日以降（1/15 以降）に作成された書類である必要があります。）

⁸ 施工後の写真については、導入した全ての設備が確認できるものを提出してください。

4. 実績報告以後

(1) 補助金額の確定、補助金の交付⁹

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。

確定通知後、速やかに補助金の交付手続きを行います。

(2) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定及び交付の条件に違反する行為があったとき

(3) 証拠書類の保存

補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

<県への提出物>

・財産処分承認申請書（様式第12号）

(5) 効果検証について

県は補助金受領者に対し、導入設備等の施工完了後1年後を目途に効果検証についての依頼をする予定です。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。

⁹ 補助金の交付は、精算払いとし、口座振替により支払います。実績報告書には振込先の口座内容の分かるもの（通帳等の写し）を添付してください。

(申請書等の提出・申請内容についてはこちらまで)

(委託事業者) 株式会社日本旅行

住 所：〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町4-129 大栄ツインビルN館5階

令和7年度補正予算 CO₂排出削減設備導入補助金

(緊急対策枠) 事務局

申請受付：※準備ができ次第、URLを記載します

電話番号：050-1871-2800 (4月27日(月)から繋がります)

M a i l：※準備ができ次第、記載します

(事業全般のお問い合わせ・申請書類のダウンロードはこちらまで)

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

T E L：048-830-3036 (3021)

F A X：048-830-4777

M a i l：a3030-29@pref.saitama.lg.jp

U R L：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo-kinkyutaisaku.html>